

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-9

新大阪フロントビル 8F

TEL (06) 6676-7750 FAX (06) 6676-7754

URL <http://www.yodogawaroukyou.gr.jp>



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。

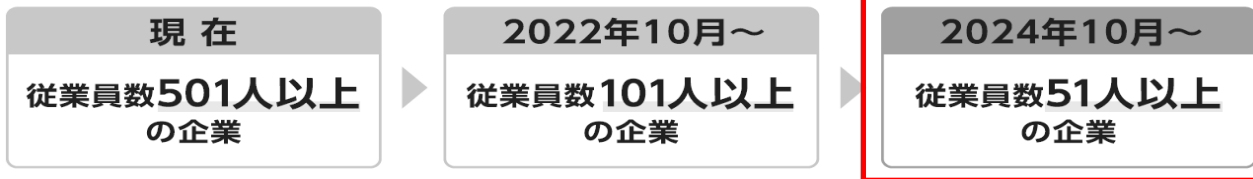


## Monthly Hot News

2024年10月から一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます

### 1. 対象となる企業

↓ 今回の改正



従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



- Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
- 原則として、従業員数の基準を常時(※)上回る場合には、適用対象になります。  
(※)自主的に判断し、速やかに届け出る必要があります。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用されます。
- 法人は法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントされます。

※ 対象となる事業所へ 2024年9月上旬までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届く予定です。

### 2. 新たな加入対象者

新たな加入対象者は、以下の全てに該当するパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満(※週所定労働時間が40時間の企業の場合)  
契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。  
※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと見込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。
- 月額賃金が8.8万円以上  
基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。  
【含まれない例】
  - 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
  - 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
  - 最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない  
※休学中や夜間学生は加入対象です。

### 3. 必要な手続き

#### (1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

短時間労働者で、被保険者となっていない従業員等の労働条件を確認する必要があります。

#### (2) 従業員への説明

これまで配偶者の扶養範囲内で労働条件を抑えて働いていた従業員等へ、2024年10月以降は「2. 新たな加入対象者」に記載の労働条件によって社会保険の被保険者となることを説明いただく必要があります。

#### (3) 2024年10月以降の資格取得届の準備

(1)、(2)の確認の結果、新たに被保険者となる従業員に対する資格取得の届出を2024年10月から行っていただくことになります。(※)

(※)社会保険事務手続きを当協会へご委託の事業所様は当協会担当者までご連絡をお願いいたします。

## 2025年4月から育児休業給付における保育所落選判断の厳格化が予定されています

保育所に入所する意思がないにもかかわらず、育児休業給付の延長目的で自治体に入所を申し込む者があり、これが自治体の負担となっていると指摘があり、「2023年の地方からの提案等に関する対応方針」(2023年12月22日閣議決定)において、「公共職業安定所(ハローワーク)において延長可否を判断することを明確化する方向で検討し、(中略)その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととされました。

### 育児休業の基本的な枠組み

- ◆ 育児休業は、労働者の雇用の継続を図るため、子が1歳に達するまでの間に労働者の希望により取得可能。(育児・介護休業法)
- ◆ 育児休業中には、労働者が育児休業を取得しやすくし、労働者の雇用の継続を援助・促進するため、育児休業給付を支給。(雇用保険法)

### 育児休業給付の期間延長手続き見直しの概要

子が1歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、1歳6か月又は2歳に達する日まで支給対象となる期間が延長されます。「雇用の継続のために特に必要と認められる場合」のうち「保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っているが、当面保育が実施されない場合」について確認要件が厳格化される予定です。

#### 【現行】

##### (確認書類)

市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)

##### (確認要件)

保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと

- 入所申込年月日が1歳(1歳6か月)に達する日以前となっていること
- 入所希望日が1歳(1歳6か月)に達する日の翌日以前となっていること
- 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知がなされていること
- 理由なく内定辞退を行っていないこと



#### 【見直し後】施行日(2025年4月1日)以後に育児休業終了予定日を迎え、延長事由に該当した被保険者に適用

##### (追加される確認書類)

- ・本人が記載する申告書
- ・市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

##### (追加される確認要件)

市区町村に申し込んだ内容が、速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めるものであること

- 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅又は勤務先から遠隔地(※)の施設のみとなっていないこと

(※)遠隔地であることについては、利用予定の交通手段による自宅又は職場からの移動時間が30分以上となっている場合など、具体的な判断基準を定める予定。申し込んだ保育所等が遠隔地のみであっても他に通える保育所等がない場合などは、合理的な理由があるものとして取扱う。

- 市区町村に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと